

公益財団法人林レオロジー記念財団

奨学金希望者募集要領

平成29年度 大学院生及び大学生の奨学金申請用[第4回奨学生]

1 応募資格

- (1) 「食品産業に関する」学問を習得又は学術研究を志す理学部・工学部系（機械・精密・システム工学・IT技術等）若しくは農水産学部・生命科学部系等の大学生および大学院生を対象とし、且つ次の①乃至③の条件をすべて満たしていることが必要です。
- ① 平成29年4月に大学3年若しくは大学4年に進級する人、または、大学院前期(修士課程)の1年生に進学を希望する人若しくは大学院前期(修士課程)の2年生に進級する人。
 - ② 品行方正で学習意欲の高い人。
 - ③ 学業成績が一定水準以上の人。
- (2) 前年度応募者および前年度奨学生であっても、応募資格を有するものとします。
- (3) 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、応募資格を有するものとします。

2 奨学金

①	給付額	大学院生	月額50,000円	年額600,000円
		大学生	月額30,000円	年額360,000円
②	給付期間	学部3年生に進級する人	平成29年の4月1日より平成31年3月31日までの2年間とします。	
		学部4年生に進級する人	平成29年の4月1日より平成30年3月31日までの1年間とします。	
		修士1年生に進学を希望する人	平成29年の4月1日より平成31年3月31日までの2年間とします。	
		修士2年生に進級する人	平成29年の4月1日より平成30年3月31日までの1年間とします。	
③	奨学金の返還	返還は要さないものとします。		

3 採用人数

大学院生30名、学生20名程度とします。

4 応募書類（各1）

- ① 奨学生願書（指定用紙）
※ 指定用紙にリンクします。
- ② 住民票（家族全員分がわかるもの）
- ③ 成績証明書（前年度までの成績証明書とする）
- ④ 在学証明書
- ⑤ 大学院に進学する予定の応募者は、大学院での専攻課程がわかる合格通知等の写し
- ⑥ 専門課程における研究実績等の報告書（A4用紙4枚以内にまとめること）
（研究実績等がある場合のみで結構です：自由記入）
- ⑦ 個人情報の取り扱いに関する同意書（指定用紙）
※ 指定用紙にリンクします。

⑧ 大学学長、研究科長、学部長または大学教授の推薦書（必須；指定用紙）

※ 指定用紙にリンクします。

⑨ 課題小論文

小論文の課題：AまたはBのどちらか一方の課題を選択し論述してください。

A 科学技術の発展と未来について

「科学技術の発展により、世の中はどのように進化していくのかを、生産技術の自動化・ロボット化・IT技術・品質向上・安全性等の未来の研究テーマについて」論述する。

B 世界の食料生産の進歩と未来について

「食品産業並びに農水産業の工業化及び増産・新品種・バイオ技術・品質向上・安全性等の未来の研究テーマについて」論述してください。

字数の制限：750字以上800字以内(原稿用紙2枚にまとめること)

原稿用紙：本財団指定の原稿用紙に自筆で論述すること

※ 原稿用紙にリンクします。

5 応募人数の制限と応募書類の送付先

各大学の学部毎の応募人数は、6名程度でお願いいたします。

各大学院の研究科毎の応募人数は、6名程度でお願いいたします。

大学毎に一括して、次の宛先に書留等で郵送してください。

〒320-0071

栃木県宇都宮市野沢町2番地3

公益財団法人 林レオロジー記念財団事務局

6 応募書類の提出期限

平成28年11月30日（水曜日）必着

7 奨学生の選考方法

書類・小論文のみで選考するものとし、面接等はいりません。

選考の結果は、遅くとも平成29年2月20日（月曜日）までに大学学長若しくは学部長を經由して本人に通知します。

8 その他

① 応募の前に、必ずホームページ（アドレス）等で奨学金制度について詳しい内容を確認してください。

② 応募に必要な「指定用紙」はホームページの応募用紙（※リンク先）から適宜プリントアウトしてください。

③ 本奨学金を受給したことによる当社への入社等その他の付帯義務はありません。

④ ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

記

〒320-0071

栃木県宇都宮市野沢町2番地3

公益財団法人 林レオロジー記念財団 事務局

電話：028-688-0251

FAX：028-688-0252

E-mail：hayashi_rheology@rheon.com

ホームページアドレス：<http://www.hayashi-rheology.or.jp>

公益財団法人林レオロジー記念財団

奨学金給付規定

第1条 目的

- 1 公益財団法人林レオロジー記念財団（以下「当財団」という。）の目的は、我が国の食料品製造機械産業における研究開発を支援するための助成事業・人材育成事業を行い、技術大国日本における食料品製造機械産業の活性化を目的とすること、並びに食文化の研究事業を行い、国内外における各国各地域の食文化の発見、再興、普及の促進に寄与することにある。
- 2 本奨学金の目的は、食料品製造機械産業及び食料品産業に関わる学問を修得しようとする大学院生、大学生、及び専門学校生に対し、奨学金を交付することで、もって、我が国の将来の上記分野を担う人材育成に寄与しようとするにある。

第2条 応募資格

- 1 食料品製造機械産業及び食料品産業に関わる学問を修得しようとする日本国内の学校に通う大学院生、大学生、専門学校生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。外国人留学生も含む。
 - ① 品行方正で学習意欲の高い者。
 - ② 学業成績が一定水準以上の者。
- 2 大学院生、大学生

大学院生	応募年度（翌年4月以降）に大学院前期（修士課程）の1年生に進学を希望する人若しくは大学院前期（修士課程）2年生に進級予定の人。博士課程後期は含みません。
学部学生	応募年度（翌年4月以降）に大学3年若しくは大学4年に進級予定の人。
専門学校生	応募年度（翌年4月以降）に教養課程を修了し、専門課程の2年生に進級予定の人。

なお、前年度応募者及び前年度奨学生であっても、応募資格を有するものとする。

- 3 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合であっても、応募資格を有するものとする。

第3条 給付額等

- 1 奨学金の給付額は、大学院生は月額 50,000 円・年額 600,000 円とし、大学生及び専門学校生は月額 30,000 円・年額 360,000 円とする。
- 2 奨学金の返還は要さないものとする。
- 3 奨学金の返還を要さない場合であっても、第12条の規定に該当する場合は返還を要するものとする。

第4条 給付期間

- ① 大学院生は前期課程（修士課程）のみとし奨学生として採用された課程の1年間の給付の場合と、その課程最短就業年限の終期まで給付される（最長2年間）場合がある。（詳細は、募集要領に指定する。）
- ② 学部学生は奨学生として採用された学年の1年間とする場合と、その学年の始期から在学する学校の正規の最短修業年限の終期まで給付される（最長2年間）場合がある。（詳細は、募集要領に指定する。）
- ③ 専門学校生は奨学生として採用されたその学年の始期から在学する学校の正規の最短修業年限の終期までとする。

なお、給付期間が1年間の奨学生が、翌年4月1日以後も継続を希望する場合は、再申請の手続きを必要とする。

第5条 応募方法

奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を当財団事務局宛提出する。

- ① 奨学生願書（指定用紙）
- ② 住民票（同一世帯内全員分の記載のあるもの）
- ③ 成績証明書
- ④ 在学証明書
- ⑤ 専門課程における研究実績の報告（研究実績がある場合のみ：自由記入）
- ⑥ 個人情報の取り扱いに関する同意書（指定用紙）
- ⑦ 大学学長又は大学教授・専門学校教員の推薦書
- ⑧ 課題小論文（課題は該当年度の募集要領に指定する）

第6条 応募締切日

該当年度の募集要領に指定する。

第7条 奨学生の決定及び交付

- 1 当財団は本会奨学生選考委員会の選考を経て、理事会において奨学生を決定する。尚、必要に応じて奨学生との面接審査を実施する事もある。
- 2 当財団は奨学生の採用を決定したときは、奨学証書を直接本人に交付するものとする。但し、当該学生の修学状況等に応じて、直接交付に代えて、本人宛郵便等により送付することもある。

第8条 奨学金の給付

奨学金の給付は当財団が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、3箇月分を併せて振込送金の方法により行うものとする。振込手数料は当財団の負担とする。

第9条 奨学金受領書の提出

奨学金の交付を受けた奨学生は、そのつど、直ちに奨学金受領書をメールにて提出しなければならない。

第10条 奨学金給付の休止・停止・廃止

下記事由が生じたと判断される場合には、奨学金給付を休止・停止又は廃止する場合がある。但し、給付期間内に、下記事由が止んだと判断される場合には奨学金給付を再開することがある。

記

- ① 奨学生が休学し、又は長期にわたり欠席するとき。
- ② 傷病のため、成学の見込みがなくなったとき。
- ③ 学業成績又は性行が不良となったとき。
- ④ 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 奨学生として適当でない事実があったとき。
- ⑥ 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき。

ただし、①の休学は、海外の大学への短期留学派遣制度等により留学するケースにおいて、日本での研究内容と同様のテーマを研究し、海外留学終了後は、元の大学に戻って研究を継続する場合には、当財団の規定で定める「休学」には当たらないこととする。

第11条 奨学生の届出

奨学生は次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を書面により本会に届け出なければならない。

- ① 前条第①乃至第⑥号記載の事由が生じたとき。
- ② 退学し、又は転学したとき。
- ③ 停学その他の処分を受けたとき。
- ④ 休学又は長期にわたって欠席するとき。
- ⑤ 復学したとき。
- ⑥ 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき。

第12条 奨学金の返還

当財団は、第10条第①乃至第⑥号、又は第11条第②乃至第④号の一に該当する場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合、当該奨学生に給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

第13条 その他

奨学金の給付を受けた者は、給付年度毎の3月31日までに、当財団指定による近況報告書を本会に届け出るものとする。

附則

- 1 この規定は平成28年7月1日から施行する。

家 庭 調 査 書

申 請 者	所 属	_____学群 _____学類 _____年次									
	学籍番号	_____	性別 男・女								
	フリガナ	_____									
	氏 名	_____	_____								
		課程	研究科	専攻	年次						
		TEL ()	現住所	_____							
		TEL ()	家族住所	_____							
家 族 及 び 所 得	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職 期間	勤 務 先 名 称	給与所得の収入 金額 (税込)	給与所得以外の 所得金額			
	就 学 者 を 除 く 家 族	父				年		万円	万円		
		母				年		万円	万円		
			父または母 死亡・離別の場合		時期 (年 月)	理由 ()					
			主たる家計支持者無職等の場合		時期 (年 月)	理由 ()					
						年		万円	万円		
						年		万円	万円		
						年		万円	万円		
						年		万円	万円		
	別 居 者 に ○ 印	続柄	氏 名	年齢	学 校 名	設置者別	学校種別	通学別	控 除 額		
就 学 者		本人			筑波大学	国立		※自 宅 自 宅外	万円		
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円		
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円		
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円		
家 庭 の 特 殊 事 情	特別控除項目		控除有無								
	障害者がいる世帯		※有・無	続柄 () 氏名 () 手帳番号 ()				万円			
	その他										
本 人 の 状 況	家庭からの給付	月額 (千円)					認 定				
	アルバイト	月額 (千円) 内容 ()					総収入金額	① 万円			
	奨学金	受給中	月額 (千円) 団体名 ()					必要経費	② 万円		
		申請中	月額 (千円) 団体名 ()					特別控除額	③ 万円		
	その他の収入	月額 (千円) 内容 ()					総所得金額	④=①-②-③ 万円			
学 業 成 績	評 価	高等学校	5	4	3	2	1	平 均 値	収入基準額	世帯人数	人
		大学 (院)	A	-	B	C	-			⑤	万円
	修得単位数または科目数								家計充足率	⑥=④:⑤×100	

- (注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。
 2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。
 (父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。
 3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。
 (父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)
 4. 「家庭の特殊事情」欄について、障害者のいる世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。
 5. 「学業成績」欄については、1年次生(編入学生を含む。)にあっては出身学校の成績を記入(科目数で平均値を算出)し、成績証明書を添付すること。2年次以上の者にあっては、前年度までの成績(修得単位数で平均値を算出)を記入し、成績証明書を添付すること。